

利用料金について

【ケアハウス さながわ】

毎月の利用料（サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用）は前年の収入により下記の表から決定されます。（国の基準により見直しがされます。）

[令和1年10月1日現在]

階層	対象収入による階層区分	月額納付金額（単位：円）			年間の納付額	
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用		
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,940 円	13,800 円	70,740 円	859,630 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円			73,740 円	895,630 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円			76,740 円	931,630 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円			79,740 円	967,630 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円			82,740 円	1,003,630 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円			85,740 円	1,039,630 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円			90,740 円	1,099,630 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円			95,740 円	1,159,630 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円			100,740 円	1,219,630 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円			105,740 円	1,279,630 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円			110,740 円	1,339,630 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円			117,740 円	1,423,630 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円			124,740 円	1,507,630 円
14	2,700,001 円以上	67,300 円			128,040 円	1,547,230 円

11月～3月は冬期加算が月々2,150円加算される

注1 この表における『対象収入』とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいう。

注2 夫婦で入居の場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算金額の2分の1をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合、夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記の表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する額徴収額（月額）とする。

注3 部屋で使用する電気料、水道料、電話料等については別途、自己負担となります。

※入居時の保証金等は、一切ありません。